

令和 8 年 度

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

事 業 概 要

福 祉 局

目 次

I	協会設立の趣旨	3
II	協会の概要	3
1	名 称	3
2	所 在 地	3
3	設立年月日（許可・登記）	3
4	基 本 財 産	3
5	機 構	4
6	職 員 数	5
7	評議員・役員	5
III	定 款	6
IV	令和7年度事業報告	15
1	事 業 報 告	15
2	事業別資金収支計算書	21
3	正味財産増減計算書	22
4	貸借対照表	23
5	財 産 目 録	24
6	事業別収入明細書	25
7	事業別支出明細書	26
8	財 務 状 況	27
V	令和8年度事業計画	28
1	事 業 計 画	28
2	経営改善の取り組み状況	32
3	事業別資金収支予算書	33
4	予定正味財産増減計算書	34
5	予定貸借対照表	35
6	事業別予定収入明細書	36
7	事業別予定支出明細書	37
VI	令和7年度主要事業計画・実績比較表	38
VII	主要事業の推移（令和5年度～令和7年度）	39
	参 考 資 料 （所管施設の概要）	40

I 協会設立の趣旨

神戸市は、昭和52年1月、市民の総意に基づき「神戸市民の福祉をまもる条例」を制定した。

この条例は、市民福祉の理念を確立し、市民福祉の向上に果たすべき市、事業者及び市民のそれぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉都市づくりの総合的推進を目指したものである。

本協会は、「神戸市民の福祉をまもる条例」の制定の理念を遵守し、神戸市民の福祉の向上に寄与するために昭和53年9月に任意団体として設置され、その後種々の事業を進め、昭和56年6月1日「財団法人こうべ市民福祉振興協会」として発足した。

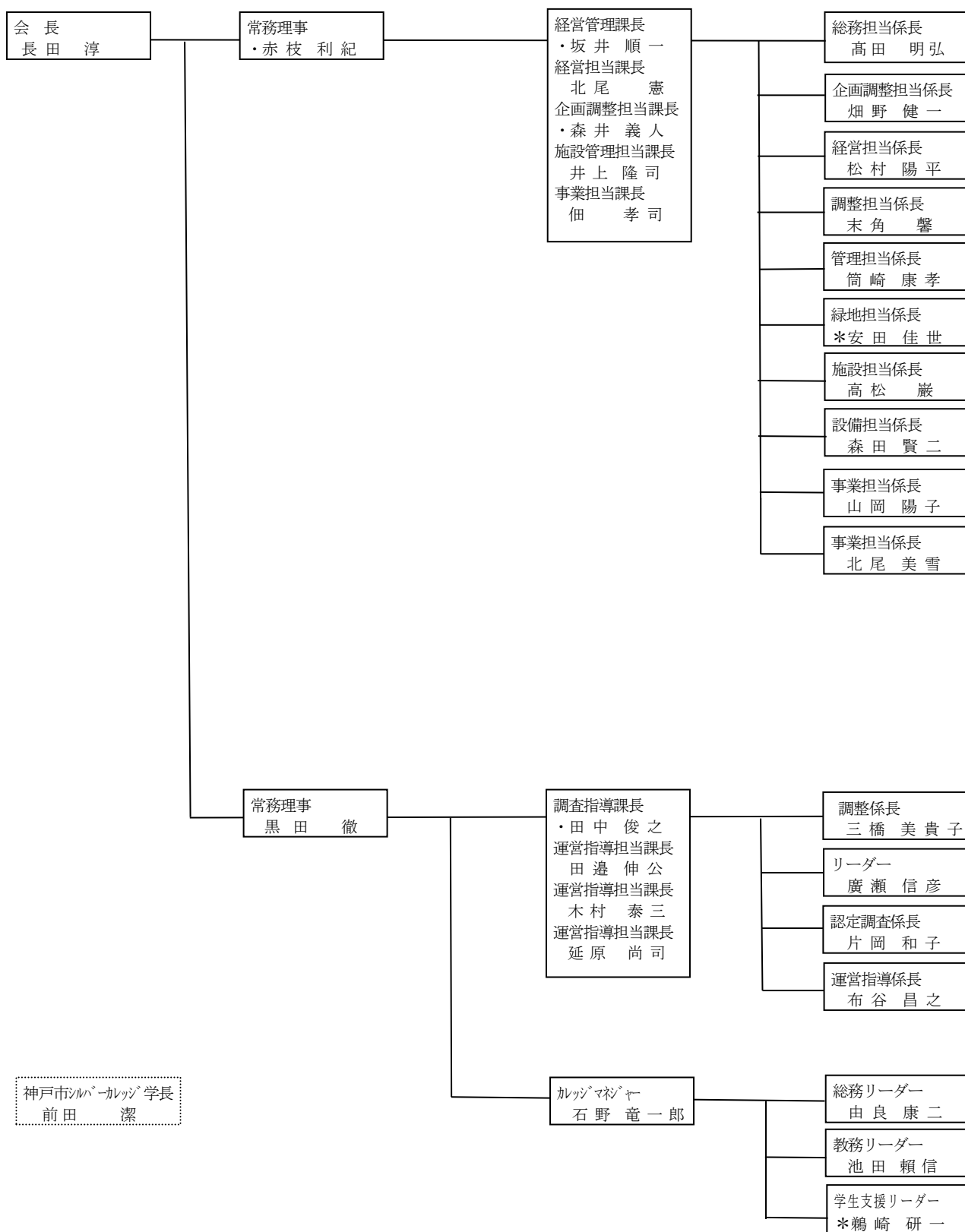
平成9年4月1日には、（旧）財団法人神戸市年金福祉協会との統合を行い、福祉施設等の総合的・一体的な運営を図ることにより、市民サービスの向上ひいては市民福祉の推進に努めてきた。

公益法人制度改革に伴い平成25年4月1日に公益財団法人に移行した後も、上記の設立趣旨に沿い、より一層質の高い市民サービスの実施に努めている。

II 協会の概要

- | | |
|------------|----------------------|
| 1 名 称 | 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 |
| 2 所 在 地 | 神戸市北区しあわせの村1番1号 |
| 3 設立許可 | 昭和56年6月1日 |
| 設立登記 | 昭和56年6月1日 |
| 公益財団法人移行登記 | 平成25年4月1日 |
| 4 基本財産 | 410,000千円（神戸市100%出捐） |

5 機 構



・は市派遣職員, *は神戸市再任用職員を示す

6 職 員 数 （役員を除く）

令和8年7月1日現在

区 分	課 長	係 長	係	計
経 営 管 理 課	5 (2)	10 (1)	16 (一)	31 (3)
調 査 指 導 課	4 (1)	4 (一)	72 (1)	80 (2)
シルバーカレッジ 事 務 局	1 (一)	3 (1)	13 (一)	17 (1)
合 計	10 (3)	17 (2)	101 (1)	128 (6)

() は、市派遣職員数内書（再任用職員含む）

7 評議員・役員等

評 議 員

令和8年7月1日現在

役 職	氏 名	現 職 名
評 議 員	市 橋 祐 子	神戸市民生委員児童委員協議会 副理事長
評 議 員	小 野 愛 子	一般社団法人神戸市婦人団体協議会 会長
評 議 員	小 原 一 徳	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 理事長
評 議 員	久 保 三 男	一般社団法人神戸市老人クラブ連合会 理事長
評 議 員	坂 井 寛 明	神戸労働者福祉協議会 事務局長
評 議 員	谷 村 誠	兵庫県社会福祉法人経営者協議会 会長
評 議 員	藤 本 貴 義	兵庫県福祉部 次長
評 議 員	堀 本 仁 士	一般社団法人神戸市医師会 会長
評 議 員	丸 山 博 徳	神戸市知的障害者施設連盟 会長
評 議 員	八 乙 女 悦 範	神戸市福祉局長

役 員

役 職	氏 名	現 職 名
会 長[代表理事]	長 田 淳	
常務理事[業務執行理事]	赤 枝 利 紀	
常務理事[業務執行理事]	黒 田 徹	
理 事	金 山 千 広	立命館大学産業社会学部 教授
理 事	西 田 勉	公益財団法人神戸YMCA 常勤理事
理 事	福 井 誠	武庫川女子大学経営学部 副学長
理 事	三 和 田 智 子	一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団 常務理事
監 事	木 村 佳 央	株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部長
監 事	松 山 康 二	公認会計士

顧 問

役 職	氏 名	現 職 名
顧 問	玉 田 敏 郎	

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、神戸市の市民、事業者及び市がそれぞれ有する人材、資力、その他の福祉資源を総合的に活用することによって、市民福祉を振興するための事業を創造し、かつ、推進し、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民福祉意識の啓発
- (2) 市民の福祉活動の振興
- (3) 高齢者や障がい者の社会参加の支援
- (4) 市民福祉事業の調査研究及び開発
- (5) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」の総合的管理運営及び同村における市民福祉事業の企画及び実施
- (6) 市民福祉施設の管理運営
- (7) 介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等に基づき神戸市から受託する業務及び関連する業務
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市を中心とした兵庫県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載

した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長（第 21 条に規定する会長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 9 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

（評議員の定数）

第 10 条 この法人に評議員 7 名以上 12 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 11 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。(評議員の任期)
- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。(評議員の報酬等)
- 第13条 評議員に対して、各年度の総額が70万円を超えない範囲で、評議員会で別

に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定

数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、2名以内を副会長とすることができる。

- 4 会長及び副会長以外の理事のうち、1名を専務理事とし、2名以内を常務理事とすることができる。

- 5 第2項の会長及び第3項の副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副会長が2名あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、その職務を行う。

- 4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(賠償責任の免除又は限定)

第 27 条 この法人は、一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 113 条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、前項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金 0 円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に 5 名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。
- 4 顧問に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 5 顧問には、費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長及び副会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前条第2項及び第3項の場合においては、理事会の議長は、出席した理事の互選による。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 補則

(委 任)

第 41 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

今 井	鎮 雄	小 寺	隆	妹 尾	美 智 子	板 東	慧
堀 井	説 也	真 木	高 司	松 村	英 洋	森 脇	潤
山 下	晃	雪 村	新 之 助				
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げるものとする。

笠 井	隆 一	梶 本	日 出 夫	渋谷	和 久	中西	光 政
新 野	幸 次 郎	松 島	秀 明	南 本	伸 一	村 上	豪 英
保 田	茂	和 田	一 行				
- 5 この法人の最初の会長、副会長及び常務理事は、次に掲げる者とする。

会 長 新野 幸次郎
副 会 長 梶本 日出夫
常務理事 南 本 伸 一 松島 秀 明

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げるものとする。

高 田 實 藪 脇 直 樹

7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則等は移行後もその効力を有するものとする。

附 則

この定款は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4 年 12 月 21 日から施行する。

付 則

この定款は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	物量等
有価証券等	4 億 1 千万円

IV 令和7年度事業報告

1 事業報告

【公益目的事業】

(1) 市民福祉を振興するための事業

「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念を実現し、ソーシャルインクルージョンの実現を図るため、市民に対する福祉意識の啓発や、市民の福祉活動を振興する事業を実施した。

また、しあわせの村の指定管理者として、高齢者・障がい者をはじめとするすべての市民が、「つどい」・「楽しみ」・「学び」・「憩う」ことができるよう総合福祉ゾーンとしての管理運営を行った。

	令和7年度	令和6年度	令和6年度比
入村者数	1,876,000人	1,906,100人	△30,100人 (△1.6%)
施設利用者数	882,935人	895,568人	△12,633人 (△1.4%)
宿泊施設	59,840人	56,541人	+3,299人 (+5.8%)
キャンプ場	51,035人	55,639人	△4,604人 (△8.3%)
温泉	192,231人	184,820人	+7,411人 (+4.0%)
屋内運動施設	※ 214,300人	233,182人	△18,882人 (△8.1%)
屋外運動施設	279,485人	283,561人	△4,076人 (△1.4%)
研修館等	86,044人	81,825人	+4,219人 (+5.2%)

※プールの天井補修工事のため、12月1日～3月15日まで休業。

① しあわせの村における市民福祉事業

ア 高齢者・障がい者が主役の村づくり

(ア) 神戸市シルバーカレッジの運営

「再び学んで他のために」をモットーに、健康ライフ、国際交流・協力、ECOライフ、総合芸術の4つのコースの専門授業と、全コースの学生を対象とした社会貢献などの共通授業やスポーツ授業を実施した。

また、在学生や卒業生の社会貢献活動を通じて、小学校での児童の見守りなどの学校運営支援活動や地域のリーダーとなる人材の育成に取り組んだ。

	令和7年度	令和6年度	令和6年度比
入学者数	261人 (うち再入学者61人)	316人 (うち再入学者86人)	△55人 (△17.4%)
在籍学生数(4月1日時点)	816人	870人	△54人 (△6.2%)
健康ライフコース	210人	207人	+3人 (+1.4%)
国際交流・協力コース	148人	154人	△6人 (△3.9%)
ECOライフ(生活環境)コース	95人	121人	△26人 (△21.5%)
総合芸術コース(4専攻)	363人	388人	△25人 (△6.4%)

(イ) 障がい者の就労支援

村内において障がい者の就労や自立・社会参加を支援するとともに、超短時間雇用制度を活用した就労などに向け、市内特別支援学校在校生の就労体験（インターシップ）を東京大学先端科学技術研究センターと連携し、実施した。

〔実施回数〕 4回

〔参加人数〕 3人

(ウ) こころの아트展・こころの아트ギャラリー

障がい者の自らを表現する機会を創出し活躍の場を広げるとともに、市民の障がい者に対する理解を深めることを目的に、芸術活動に取り組む障がい者を公募し作品展を開催した。

また、本館・宿泊館2階の「こころの아트ギャラリー」において常設展を開催したほか、三宮中央通り地下通路の「サンポチカギャラリー」などしあわせの村外での企画展を開催した。

- ・第14回こころの아트展

〔開催期間〕 12月4日～1月12日 〔来場者数〕 13,045人

- ・十人十色展 〔開催回数〕 4回

- ・サンポチカギャラリー展示 〔開催期間〕 通年

- ・「神戸旧居留地×こころの아트展2025」パネル展示

〔開催期間〕 11月26日～12月16日 〔作品展示場所〕 9カ所

- ・神戸リハビリテーション病院特別展〔開催期間〕 2月14日～3月2日

(エ) 障がい者事業所製品の販売支援

本館・宿泊館1階コンビニエンスストアに併設する「はっぴねすコーナー」において、市内障がい者事業所製品の販売を行った。

また、村内障がい者施設による「缶バッジ☆マグネット製作隊」の活動を支援した。

- ・はっぴねすコーナー売上額 5,541千円

- ・はっぴねすコーナー出店事業所 32団体

- ・缶バッジ☆缶マグネット製作隊受注実績 4,985個

(オ) ボランティア活動の推進

市民福祉活動の推進を図るため、様々な世代の市民にしあわせの村においてボランティアとして活動いただいた。

〔ボランティア登録者数（3月31日時点）／活動者数〕

	令和7年度		令和6年度		令和6年度比	
	登録者数	活動者数	登録者数	活動者数	登録者数	活動者数
スポーツボランティア	51人	延546人	53人	延651人	△2人	△105人
イベントボランティア	41人	延172人	41人	延161人	+0人	+11人
ユース（学生）ボランティア	57人	延136人	49人	延263人	+8人	△127人
花緑ボランティア	15人	延605人	18人	延568人	△3人	+37人

イ 障がい者スポーツの振興

障がいのある人もない人もともにスポーツを楽しみ、相互理解を深めることを目指し、気軽にスポーツを楽しむことができるイベントを関係団体との共催で実施した。

また、障がい者の健康増進、心身機能の維持・向上や生きがいづくりを目的に、各種スポーツ教室を実施した。

- ・ パラスポーツ王国HYOGO & KOBE 夢プロジェクト2025(兵庫県、神戸市等共催)

〔開催日〕 11月9日 〔参加者数〕 1,340人 ※屋外行事は雨天のため中止

- ・ 障がい者スポーツ教室

〔実施種目〕 水泳、卓球、テニス、アーチェリー

〔実施回数〕 水泳、卓球 年2期

テニス 年6期

アーチェリー 年4期

〔受講者数〕 254人 ※秋期のうち(12/1-3/15)はプール休館による休止

ウ 障がい理解の啓発

(ア) 福祉体験学習

市民の思いやりの心を育み、福祉について学ぶための機会づくりを目的に、学校・地域団体等を対象に、障がいを理解するための体験やしあわせの村におけるあらゆる利用者に配慮した取り組み等の紹介など、しあわせの村の資源を活かした「福祉体験学習」を実施した。

〔参加者数〕 398名(14団体)

(イ) こども手話講座

コミュニケーション手段としての手話を学ぶ機会を提供することを目的として、小学生を対象とした「こども手話講座」を実施した。

〔実施回数〕 1期・全10回

〔受講者数〕 9人

エ 子どもの成長支援

(ア) 野外活動を通じた支援

包括連携協定を締結している(公財)神戸YMCAと連携し、野外活動を通じた学びや体験の機会を提供する「YMCA森の学校」や、障がいのある子どもとその家族が野外でのキャンプやレクリエーション活動を楽しみ、交流を図ることを目的とした「家族で楽しむキャンプ入門」を実施した。

- ・ YMCA森の学校 〔参加者数〕 22人

- ・ 家族で楽しむキャンプ入門 〔実施日〕 11月15日, 11月30日

〔参加者数〕 137人

(イ) のびのび運動ひろば

発達の気になる児童とその保護者の支援として、専門家や専門機関との連携により、簡単な運動プログラムの提供や、保護者に対する専門家による講座や保護者間交流の場の提供を行う「のびのび運動ひろば」を実施した。

〔参加者数〕 児童35人、保護者35人

(ウ) 子育て支援駐車料金無料化

神戸市の支援を受け、18歳未満の子どもとともにしあわせの村を利用した場合の普通車駐車料金を無料化した。

〔子育て世帯無料化台数〕 116,485台

オ しあわせの村の活性化

(ア) しあわせの村まつり

村内事業者・施設や近隣自治会と連携し、市民の交流を促すステージや縁日、手持ち花火等で構成するイベントを開催した。

〔開催日〕 9月13日,14日,15日

〔来場者数〕 12,300人

(イ) ミニコンサート

公募により選ばれた演奏者によるミニコンサートをしあわせの村開村記念日及びこころの아트展の開催に合わせ実施した。

・しあわせの村開村記念日 〔開催日〕 4月20日 〔来場者〕 503人

・こころの아트展 〔開催日〕 12月21日 〔来場者〕 199人

(ウ) 市民福祉活動支援・しあわせの村利活用促進

福祉・NPO団体等が、市民の交流や福祉の推進を目的としてしあわせの村で実施する活動に対する支援を行った。また、新たな利活用促進の取組み(「ちょこっとDo it!」)として、市民・団体を対象に芝生広場を活用したイベント等の企画を募集し、自らが実施する機会を提供した。

・ちょこっとDo it!

〔実施回数〕 1回

〔実施内容〕 アマチュアバンドによる無料コンサート

〔来場者数〕 300人

(エ) 豊かな自然環境の活用

「いやしの小径」や日本庭園をはじめとするしあわせの村の公園施設を活用し、桜や紅葉のライトアップや農業体験などのイベントを通じて「自然から得られる癒やし」を提供した。

「ユニバーサル農園」においては、障がい者の機能回復等を目的として、村内の福祉施設の高齢者や障がい者、児童に野菜の栽培や収穫等の農園活動の体験機会を提供した。

また、隣接する「あいな里山公園」および「キーナの森」と連携し、里山体験等を行うイベントを開催した。

・夜桜ライトアップ

〔開催期間〕 令和7年3月28日～4月6日 〔参加者数〕 5,720人

・藍染体験会 〔開催日〕 10月19日 〔参加者数〕 93人

・脱穀体験会 〔開催日〕 11月2日 〔参加者数〕 130人

・紅葉ライトアップ 〔開催期間〕 11月14日～11月24日

〔来場者数〕 3,884人

・イルミネーション(本館ロータリー前) 〔開催期間〕 12月12日～2月15日

・ユニバーサル農園活動 [参加団体数] 7施設

[参加人数] 延2,098人

・3園連携事業 [開催日] 6月7日、11月1日 [参加者数] 295人

(オ) 広報・広聴

ホームページ、SNSやプレスリリース等の様々な広報媒体や機会を活用してしあわせの村の取り組みや魅力を効果的に発信した。また、令和7年度は、ホームページを改修し、しあわせの村の魅力や特色をより効果的に発信し、来村者のさらなる増加を図った。また、現在の利用者像や利用状況等を把握し、今後の来村者増加に向けた施策に活用するため、入村者アンケート調査を実施した。

(カ) 大学との連携

しあわせの村内各施設の課題解決や学生との交流機会の創出を図るため、地域を学生の学びの場とする「地域共創科目」を実践する神戸親和大学の学生を、しあわせの村内の事業者と連携して受け入れる新たな取り組みを開始した。また、同大学と連携し、しあわせの村の活性化を図るため、大学の知見・人材を活用した「しあわせの村市民公開講座」を実施した。

・地域共創科目

[受入れ学生人数] 37人

・市民公開講座

[開催日] 2月3日 [参加人数] 230人

(キ) eスポーツの活用

障がいの有無や世代に関わらず、誰もが簡単な操作で楽しみながら運動機能や認知機能の向上が期待できる「UDe-スポーツ」を活用し、来村者相互の交流機会を創出した。

(ク) こうべ福祉・健康フェア

[開催日] 10月5日 [来場者] 雨天中止

② その他の市民福祉事業

ア ユニバーサルデザイン（UD）の普及啓発

市内の小学校を対象にユニバーサルデザインの考え方を伝え、体験を通じて学ぶ「UD出前授業」を実施した。

[実施学校数] 45校 [参加者数] 2,705名

イ フレイル予防の推進

加齢に伴い、心身活力の低下による介護が必要になりやすい状態となることを予防する取り組みである、市民によるフレイルチェック会を神戸市より受託し実施した。

[実施回数] 7回 [参加者数] 176人

ウ 高齢者のスポーツ・文化活動の振興

高齢者の健康増進に向けてスポーツや文化活動の機会を提供するため、「こうべ長寿祭」を神戸市とともに開催したほか、「こうべシルバー合唱フェスティバル」を開催した。

- ・第38回こうべ長寿祭

〔開催期間〕 4月15日～6月17日

〔参加者数〕 計1,005人

- ・こうべシルバー合唱フェスティバル

〔開催日〕 10月7日 〔参加者数〕 計301人

エ 社会還元活動への支援

川崎重工業(株)からの寄附金を基に造成した基金の運用益を活用し、シルバーカレッジの学生及び卒業生の社会還元活動を支援した。

(2) 介護保険法、障害者総合支援法に基づき実施する事業

① 介護保険認定調査業務

市内全域における介護保険サービスの受給を新たに申請する市民及び要介護度の変更を申請する市民に対して訪問・調査を行う「要介護認定調査業務」を神戸市との業務請負契約により実施した。

〔調査件数〕 37,448件

② 介護保険事業者運営指導業務、障害福祉サービス事業者運営指導業務

介護保険法に基づく市内介護保険事業者に対する運営指導業務の一部を神戸市より受託し実施した。

また、新たに障害者総合支援法に基づく、市内障害福祉サービス事業者に対する運営指導業務の一部についても、神戸市より受託し実施した。

〔運営指導件数（介護）〕 331事業所

〔運営指導件数（障害）〕 165事業所

【収益事業等】

指定管理施設に付帯する便益施設及び市民福祉施設の運営等

① しあわせの村内便益施設の運営

ア 有料駐車場

〔有料利用台数〕 205,559台

〔子育て世帯無料化台数〕 116,485台

イ 屋外アドベンチャー遊具（民間事業者と連携し設置）

〔運営事業者〕 株式会社冒険の森

〔利用者数〕 12,346人

② 神戸市シルバーカレッジ施設の一般供用

≪ホール等≫ 3,039人

③ 保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺

〔運営事業者〕 株式会社なでしこの湯

〔利用者数〕 ≪宿泊≫ 7,982人 ≪温泉≫ 145,228人

（※賃貸借契約期間終了の令和8年3月10日までの実績を記載）

2 事業別資金収支計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

収 入 の 部		支 出 の 部	
科目	金 額	科目	金 額
公益目的事業会計	922,114,079	公益目的事業会計	947,709,924
福祉啓発等事業収入	8,477,000	福祉啓発等事業支出	14,417,271
しあわせの村公益事業収入	513,848,560	しあわせの村公益事業支出	491,395,731
要介護認定調査事業収入	336,565,413	要介護認定調査事業支出	368,004,458
運営指導事業収入	56,397,000	運営指導事業支出	62,516,218
長寿祭事業収入	6,826,106	長寿祭事業支出	11,376,246
収益事業等会計	535,371,977	収益事業等会計	518,089,509
しあわせの村収益事業収入	480,619,247	しあわせの村収益事業支出	374,053,087
太山寺事業収入	54,752,730	太山寺事業支出	49,332,508
		サン舞子マンション事業支出	94,559,314
		法人税等支出	144,600
法人会計	52,291,320	法人会計	42,856,664
法人管理収入	52,291,320	法人管理支出	42,856,664
当期収入合計(A)	1,509,777,376	当期支出合計(C)	1,508,656,097
前期繰越収支差額(B)	54,508,763	当期収支差額(A)-(C)	1,121,279
収入合計(A)+(B)	1,564,286,139	次期繰越収支差額	55,630,042

※ 神戸市からの収入

(1) 補助金 56,462千円

(2) 委託料 1,154,452千円

3 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	789,673	
特定資産運用益	372,923	
事業収益	1,309,972,119	
受取補助金等	56,461,560	
受取負担金	57,627,435	
受取寄付金	1,215,351	
雑収益	5,184,156	
経常収益計		1,431,623,217
(2) 経常費用		
事業費	1,350,389,451	
管理費	40,642,740	
経常費用計		1,391,032,191
当期経常増減額		40,591,026
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
雑収益	2,980,646	
経常外収益計		2,980,646
(2) 経常外費用		
固定資産除却損	155,476	
経常外費用計		155,476
当期経常外増減額		2,825,170
税引前当期一般正味財産増減額		43,416,196
法人税・住民税及び事業税		144,600
当期一般正味財産増減額		43,271,596
一般正味財産期首残高		△ 29,778,110
一般正味財産期末残高		13,493,486
II 指定正味財産増減の部		
基本財産運用益	789,673	
特定資産運用益	1,676,372	
一般正味財産への振替額	△ 1,128,024	
当期指定正味財産増減額		1,338,021
指定正味財産期首残高		510,356,023
指定正味財産期末残高		511,694,044
当期正味財産増減額		44,609,617
正味財産期首残高		480,577,913
III 正味財産期末残高		525,187,530

4 貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金預金	18,552,062	未払金	161,589,322
未収金	282,970,879	預り金	99,626,921
棚卸資産	2,260,440	前受金	2,992,400
前払金	2,215,674	賞与引当金	26,079,661
立替金	16,100,070	流動負債合計	290,288,304
流動資産合計	322,099,125	2 固定負債	
2 固定資産		長期借入金	830,000,000
(1) 基本財産		受入保証金	17,000,000
基本財産普通預金	10,020,240	退職給付引当金	97,796,709
基本財産有価証券	399,979,760	固定負債合計	944,796,709
基本財産合計	410,000,000	負債合計	1,235,085,013
(2) 特定資産		III 1 指定正味財産	
退職給付引当資産	97,796,709	寄付金	511,694,044
基金等特定資産	262,192,908	指定正味財産合計	511,694,044
川重シルバー活動基金	101,694,044	(うち基本財産への充当額)	(410,000,000)
受入保証金特定資産	17,000,000	(うち特定資産への充当額)	(101,694,044)
特定資産合計	478,683,661	2 一般正味財産	
(3) その他の固定資産		一般正味財産	13,493,486
土地	317,264,998	一般正味財産合計	13,493,486
建物	150,303,579	(うち基本財産への充当額)	(-)
建物付属設備	17,857,761	(うち特定資産への充当額)	(262,192,908)
構築物	31,389,450	正味財産合計	525,187,530
什器備品	16,800,680		
機械及び装置	11,891,340		
ソフトウェア	102,667		
電話加入権	1,635,410		
投資有価証券	2,243,872		
その他の固定資産合計	549,489,757		
固定資産合計	1,438,173,418		
資 産 合 計	1,760,272,543	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	1,760,272,543

5 財産目録

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	18,552,062	未払金	161,589,322
現金	872,091	預り金	99,626,921
普通預金	17,679,971	前受金	2,992,400
三井住友銀行, みなと銀行		賞与引当金	26,079,661
未収金	282,970,879	流動負債合計	290,288,304
棚卸資産	2,260,440	固定負債	
前払金	2,215,674	長期借入金	830,000,000
立替金	16,100,070	神戸市	
流動資産合計	322,099,125	受入保証金	17,000,000
固定資産		退職給付引当金	97,796,709
基本財産		固定負債合計	944,796,709
基本財産普通預金	10,020,240	負債合計	② 1,235,085,013
三井住友銀行		正味財産	①－② 525,187,530
基本財産有価証券	399,979,760		
西日本高速道路社債他			
基本財産合計	410,000,000		
特定資産			
退職給付引当資産	97,796,709		
三井住友銀行普通預金	97,796,709		
基金等特定資産	262,192,908		
三井住友銀行普通預金	262,192,908		
川重シルバー活動基金	101,694,044		
三井住友銀行普通預金	6,584,391		
投資有価証券	95,109,653		
第150回日本高速道路保有・債券返済機構債券			
受入保証金特定資産	17,000,000		
三井住友銀行普通預金	17,000,000		
特定資産合計	478,683,661		
その他固定資産			
土地	317,264,998		
ラジウム温泉太山寺 他			
建物	150,303,579		
保養センター太山寺 他			
建物付属設備	17,857,761		
構築物	31,389,450		
什器備品	16,800,680		
機械及び装置	11,891,340		
ソフトウェア	102,667		
電話加入権	1,635,410		
投資有価証券	2,243,872		
西日本高速道路社債,住宅金融支援機構債券他			
その他固定資産合計	549,489,757		
固定資産合計	1,438,173,418		
資産合計	① 1,760,272,543		

6 事業別収入明細書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

会 計 名	収入合計	内 訳				
		事 業 収 入	受 託 料 収 入	補 助 金 収 入	雑 収 入	そ の 他 収 入
公益目的事業会計	922,114,079	8,435,550	847,236,846	9,457,000	1,422,497	55,562,186
福祉啓発等 事業収入	8,477,000	20,000	-	8,457,000	-	-
しあわせの村公益 事業収入	513,848,560	4,999,050	455,190,094	-	1,192,891	52,466,525
要介護認定調査 事業収入	336,565,413	-	333,249,752	-	220,000	3,095,661
運営指導 事業収入	56,397,000	-	56,397,000	-	-	-
長寿祭事業収入	6,826,106	3,416,500	2,400,000	1,000,000	9,606	-
収益事業等会計	535,371,977	207,692,797	307,215,007	-	3,498,983	16,965,190
しあわせの村収益 事業収入	480,619,247	154,892,797	307,215,007	-	1,546,253	16,965,190
太山寺 事業収入	54,752,730	52,800,000	-	-	1,952,730	-
法人会計	52,291,320	-	-	47,004,560	2,243,629	3,043,131
法人管理収入	52,291,320	-	-	47,004,560	2,243,629	3,043,131
合 計	1,509,777,376	216,128,347	1,154,451,853	56,461,560	7,165,109	75,570,507

7 事業別支出明細書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

会 計 名		支出合計	内 訳		
			人 件 費	物 件 費	そ の 他
公 益 目 的 事 業 会 計		947,709,924	581,474,099	365,229,012	1,006,813
	福祉啓発等事業支出	14,417,271	13,406,340	1,010,931	-
	しあわせの村公益事業支出	491,395,731	219,746,740	270,642,178	1,006,813
	要介護認定調査事業支出	368,004,458	292,605,269	75,399,189	-
	運営指導事業支出	62,516,218	49,154,862	13,361,356	-
	長寿祭事業支出	11,376,246	6,560,888	4,815,358	-
収 益 事 業 等 会 計		518,089,509	130,360,194	282,253,551	105,475,764
	しあわせの村収益事業支出	374,053,087	123,030,348	251,022,739	-
	太山寺事業支出	49,332,508	7,329,846	31,230,812	10,771,850
	サン舞子マンション事業支出	94,559,314	-	-	94,559,314
	法人税等支出	144,600	-	-	144,600
法 人 会 計		42,856,664	26,190,349	16,666,315	-
	法人管理支出	42,856,664	26,190,349	16,666,315	-
合 計		1,508,656,097	738,024,642	664,148,878	106,482,577

8 財務状況

(単位:千円)

			令和5年度	令和6年度	令和7年度	6→7増減
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	▲ 51,670	21,506	40,591	19,085
		経常収益	1,333,631	1,393,722	1,431,623	37,901
		うち公益	795,853	838,272	866,973	28,701
		うち公益以外	537,778	555,450	564,650	9,200
		経常費用	1,385,301	1,372,217	1,391,032	18,815
		うち事業費(公益)	918,067	884,501	919,024	34,523
		うち事業費(公益以外)	428,534	447,592	431,365	▲ 16,227
		うち管理費(公益)	0	0	0	0
		うち管理費(公益以外)	38,700	40,124	40,643	519
		評価損益等	0	0	0	0
		当期経常外増減額	▲ 63,619	▲ 2,356	2,825	5,181
		経常外収益	73,099	0	2,981	2,981
		経常外費用	136,718	2,356	155	▲ 2,201
		法人税、住民税及び事業税	6,880	7,163	145	▲ 7,018
	当期一般正味財産増減額	▲ 122,169	11,987	43,272	31,285	
	一般正味財産期首残高	80,403	▲ 41,765	▲ 29,778	11,987	
	一般正味財産期末残高	▲ 41,765	▲ 29,778	13,493	43,271	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	▲ 61,780	▲ 263	1,338	1,601
		指定正味財産増加額	1,419	1,094	2,466	1,372
		指定正味財産減少額	63,199	1,357	1,128	▲ 229
うち一般正味財産への振替額		▲ 63,199	▲ 1,357	▲ 1,128	229	
指定正味財産期首残高		572,399	510,619	510,356	▲ 263	
指定正味財産期末残高		510,619	510,356	511,694	1,338	
正味財産期首残高		652,802	468,854	480,578	11,724	
当期正味財産増減	▲ 183,949	11,724	44,610	32,886		
正味財産期末残高	468,853	480,578	525,188	44,610		
貸借対照表（B／S）	資産合計	資産合計	1,938,370	1,794,857	1,760,273	▲ 34,584
		流動資産	319,763	268,588	322,099	53,511
		固定資産	1,618,607	1,526,269	1,438,173	▲ 88,096
		うち建物	192,712	170,150	150,304	▲ 19,846
	負債合計	負債合計	1,469,518	1,314,280	1,235,085	▲ 79,195
		流動負債	308,151	247,217	290,288	43,071
		うち短期借入金	0	0	0	0
		固定負債	1,161,367	1,067,063	944,797	▲ 122,266
		うち長期借入金	1,020,676	920,000	830,000	▲ 90,000
	正味財産合計	正味財産合計	468,853	480,578	525,188	44,610
		指定正味財産	510,619	510,356	511,694	1,338
		一般正味財産	▲ 41,766	▲ 29,778	13,493	43,271

V 令和8年度事業計画

1 事業計画

【公益目的事業】

(1) 市民福祉を振興するための事業

「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念を実現し、ソーシャルインクルージョンの実現を図るため、市民に対する福祉意識の啓発や、市民の福祉活動を振興する事業を実施する。

また、しあわせの村の指定管理者として、高齢者・障がい者をはじめとするすべての市民が「つどい」・「楽しみ」・「学び」・「憩う」ことができるよう総合福祉ゾーンとしての管理運営の充実を図る。

① しあわせの村における市民福祉事業

ア 高齢者・障がい者が主役の村づくり

(ア) 神戸市シルバーカレッジの運営

「再び学んで他のために」をモットーに、健康ライフ、国際交流・協力、ECOライフ、総合芸術の4つのコースの専門授業と、全コースの学生を対象とした社会貢献などの共通授業やスポーツ授業を実施する。

また、在学生や卒業生の社会貢献活動を通じて小学校での児童の見守りなどの学校運営支援活動や地域のリーダーとなる人材の育成に取り組む。

〔定員〕440人×3学年 〔就学期間〕3年

(イ) こころのアート展・こころのアートギャラリー

障がい者の自らを表現する機会を創出し活躍の場を広げるとともに、市民の障がい者に対する理解を深めることを目的に、芸術活動に取り組む障がい者を公募し作品展を開催する。

また、本館・宿泊館2階の「こころのアートギャラリー」において常設展を開催するほか、三宮中央通り地下通路の「サンポチカギャラリー」などしあわせの村外での企画展を開催する。

さらに、「こころのアート展」が15年目を迎えるにあたり、記念事業を実施する。

(ウ) 障がい者事業所製品の販売支援

本館・宿泊館1階コンビニエンスストアに併設する「はっぴねすコーナー」において、市内障がい者事業所製品の販売を行う。

また、村内障がい者施設による「缶バッジ☆マグネット製作隊」の活動を支援する。

(エ) ボランティア活動の推進

様々な世代の市民にしあわせの村においてボランティアとして活動いただき、市民福祉活動の推進を図る。

イ 障がい者スポーツの振興

障がいのある人もない人も共にスポーツを楽しみ、相互理解を深めることを目指し、気軽にスポーツを楽しむことができるイベントを関係団体との共催で実施する。

また、障がい者の健康増進、心身機能の維持・向上や生きがいをづくりを目的に、各種スポーツ教室を実施する。

ウ 障がい理解の啓発

(ア) 福祉体験学習

市民の思いやりの心を育み、福祉について学ぶための機会づくりを目的に、学校・地域団体等を対象に、障がいを理解するための体験やしあわせの村におけるあらゆる利用者に配慮した取り組み等の紹介など、しあわせの村の資源を活かした「福祉体験学習」を実施する。

(イ) こども手話講座

コミュニケーション手段としての手話を学ぶ機会を提供することを目的として、小学生を対象とした「こども手話講座」を実施する。

エ 子どもの成長支援

(ア) 野外活動を通じた支援

障がいのある子どもとその家族が野外でのキャンプやレクリエーション活動を楽しみ、交流を図ることを目的とした「家族で楽しむキャンプ入門」を実施する。

(イ) のびのび運動ひろば

発達の気になる児童（小学1・2年生）とその保護者の支援として、専門家や専門機関との連携により、簡単な運動プログラムの提供や、保護者に対する専門家による講座や保護者交流の場の提供を行う「のびのび運動ひろば」を実施する。

(ウ) 子育て世帯駐車料金無料化

神戸市の支援を受け、18歳未満の子どもとともにしあわせの村を利用した場合の普通車駐車料金を無料化する。

オ しあわせの村の活性化

(ア) しあわせの村まつり

村内事業者・施設や近隣自治会と連携し、市民の交流を促すステージや縁日、手持ち花火等で構成するイベントを実施する。

(イ) こうべ福祉・健康フェア

市民の福祉や健康に関する意識を高めるため、神戸市、神戸市社会福祉協議会やふれあいのまちKOBÉ、愛の輪運動推進委員会などと連携し、福祉施設や障がい者団体等によるバザーや模擬店、福祉機器の展示や子ども向けの体験イベントなどを行う。

(ウ) ミニコンサート

公募により選ばれた演奏者によるミニコンサートをしあわせの村開村記念日及

びこころのアート展の開催に合わせ実施する。

(エ) 市民福祉活動支援・しあわせの村利活用促進

福祉・NPO団体等が、市民の交流や福祉の推進を目的としてしあわせの村で実施する活動に対する支援を行う。また、利活用促進の取組みとして、市民・団体を対象にイベント等の企画を募集し、自らが実施する機会を提供する。

(オ) 豊かな自然環境の活用

「いやしの小径」や日本庭園をはじめとするしあわせの村の公園施設を活用し、桜や紅葉のライトアップや農業体験などのイベントを通じて「自然から得られる癒やし」を提供する。

「ユニバーサル農園」においては、障がい者の機能回復等を目的として、村内の福祉施設の高齢者や障がい者、児童に野菜の栽培や収穫等の農園活動の体験機会を提供する。

(カ) 広報・広聴

ホームページ、SNSやプレスリリース等の様々な広報媒体や機会を活用してしあわせの村の取り組みや魅力を効果的に発信し、来村者の増加を図る。また、現在の利用者像や利用状況等を把握し、今後の来村者増加に向けた施策に活用するため、アンケート調査を実施する。

(キ) 大学との連携

地域を学生の学びの場とする「地域共創科目」を実践する神戸親和大学の学生を、しあわせの村内の事業者と連携して受け入れ、各施設の課題解決や学生との交流機会の創出に取り組むとともに、同大学の知見・人材を活用した「しあわせの村市民公開講座」を実施するなど、大学と連携し、しあわせの村の活性化を図る。

(ク) eスポーツの活用

障がいの有無や世代に関わらず、誰もが簡単な操作で楽しみながら運動機能や認知機能の向上が期待できる「UD-eスポーツ」を活用し、来村者相互の交流機会を創出する。

② その他の市民福祉事業

ア ユニバーサルデザイン（UD）の普及啓発

市内の小学校を対象にユニバーサルデザインの考え方を伝え、体験を通じて学ぶ「UD出前授業」を実施する。

イ 高齢者の文化活動の振興

高齢者の健康増進に向けて文化活動の機会を提供するため、「こうべシルバー合唱フェスティバル」を開催する。

ウ 社会還元活動への支援

川崎重工業(株)からの寄附金を基に造成した基金の運用益を活用し、シルバーカレッジの学生及び卒業生の社会還元活動を支援する。

(2) 介護保険法、障害者総合支援法に基づき実施する事業

① 介護保険認定調査業務

市内全域における介護保険サービスの受給を新たに申請する市民及び要介護度の変更を申請する市民に対して訪問・調査を行う「要介護認定調査業務」を神戸市との業務請負契約により実施する。

② 介護保険事業者運営指導業務、障害福祉サービス事業者運営指導業務

介護保険法に基づく市内介護保険事業者に対する運営指導業務の一部と、障害者総合支援法に基づく市内障害福祉サービス事業者に対する運営指導業務の一部を神戸市より受託し実施する。

【収益事業等】

指定管理施設に付帯する便益施設の運営等

① しあわせの村内便益施設の運営

ア 有料駐車場（約1,600台）

イ 屋外アドベンチャー遊具（民間事業者と連携し設置）

② 神戸市シルバーカレッジ施設の一般供用

2 経営改善の取り組み状況

当協会は、昭和 52 年に制定された「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念である市、事業者及び市民の三者が有する人材、資力などを総合的に活用することによって市民福祉を振興するための事業を創造・推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的として、開村以来しあわせの村の運営を担い、総合的な維持管理を行うとともに、市民の福祉意識の高揚、福祉活動の推進、健康の増進等の事業に取り組んできた。

新型コロナウイルス感染症感染拡大による事業収入の減少や物価高騰による事業支出の増加などによる当協会の厳しい業績を踏まえ、各年度の収支及び期末正味財産残高の具体的な数値目標の設定、組織風土の改革・人材育成や市民福祉事業への取り組みについて定めた「中期経営計画 2027」を令和 5 年度に策定した。財政状況の改善の取り組みを重点的に進め、令和 7 年度においても、令和 5 年度及び令和 6 年度に引き続き目標を上回った。

(1) 令和 7 年度の主な取り組み状況

- ・令和 7 年度決算においては当期正味財産増減額は 45 百万円の増加となり、11 百万円の増加を見込んだ予算に対し、34 百万円好転した。
- ・中期経営計画における令和 7 年度財政目標である当期正味財産増減額 11 百万円の減少に対し、56 百万円好転するとともに、期末正味財産残高についても 403 百万円の目標に対し、525 百万円となり、期首残高の好転と併せ 122 百万円上回った。
- ・組織風土の変革にあたっては、ガバナンスの強化として、法人の意思決定の透明性の確保、利用者意見も含めた情報共有の徹底を図るとともに、役職や勤続年数などそれぞれのキャリアステップに応じた階層別研修を通じて、組織に貢献する人材の育成に取り組んだ。さらに、多様な人材の確保に向け、働きやすい職場環境を整備するため、変形労働時間制度（フレックスタイム勤務制度）を新たに導入したほか、職員の処遇改善にも取り組んだ。

(2) 令和 8 年度の主な取り組み予定

- ・令和 8 年度予算については、当期正味財産増減額は中期経営計画の目標と同水準である 2 百万円の増加、期末正味財産残高は 404 百万円の目標に対し、期首残高の好転により 527 百万円となる予算を編成しており、目標達成に向けた予算執行管理に取り組む。
- ・組織風土の変革にあたっては、昨年度運用を開始したグループウェアについて、新たな機能の供用を開始し、さらなる業務効率化の推進を図るなど働きやすい職場環境の整備を一層進めるとともに、処遇の改善にも引き続き取り組み、人材の確保に努める。また、人材育成においては、資質・能力の向上を図るためのキャリアステップに応じた階層別研修のほか、他団体との人事交流などの取り組みにより、市民福祉を推進するための人材を育成する。さらに、神戸市において検討されるしあわせの村のリニューアル方針の検討状況を注視しながら、当協会の今後のあり方を検討する。

3 事業別資金収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

収 入 の 部		支 出 の 部	
科目	金 額	科目	金 額
公益目的事業会計	952,333	公益目的事業会計	935,098
福祉啓発等事業収入	7,659	福祉啓発等事業支出	11,951
しあわせの村公益事業収入	530,668	しあわせの村公益事業支出	467,291
要介護認定調査事業収入	331,266	要介護認定調査事業支出	365,470
運営指導事業収入	79,407	運営指導事業支出	79,398
合唱フェスティバル事業収入	3,333	合唱フェスティバル事業支出	10,988
収益事業等会計	455,800	収益事業等会計	463,376
しあわせの村収益事業収入	455,800	しあわせの村収益事業支出	360,756
		太山寺事業支出	8,298
		サン舞子マンション事業支出	94,150
		法人税等支出	172
法人会計	50,610	法人会計	47,018
法人管理収入	50,610	法人管理支出	47,018
当期収入合計(A)	1,458,743	当期支出合計(C)	1,445,492
前期繰越収支差額(B)	55,630	当期収支差額(A)-(C)	13,251
収入合計(A)+(B)	1,514,373	次期繰越収支差額	68,881

※ 神戸市からの収入

(1) 補助金 58,174千円

(2) 委託料 1,159,747千円

4 予定正味財産増減計算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	803	
特定資産運用益	640	
事業収益	1,268,690	
受取補助金等	58,174	
受取負担金	57,668	
雑収益	1,635	
経常収益計		1,387,610
(2) 経常費用		
事業費	1,342,920	
管理費	43,243	
経常費用計		1,386,163
当期経常増減額		1,447
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計		0
(2) 経常外費用		
経常外費用計		0
当期経常外増減額		0
税引前当期一般正味財産増減額		1,447
法人税・住民税及び事業税		172
当期一般正味財産増減額		1,275
一般正味財産期首残高		13,493
一般正味財産期末残高		14,768
II 指定正味財産増減の部		
基本財産運用益	803	
特定資産運用益	1,133	
一般正味財産への振替額	△ 1,303	
当期指定正味財産増減額		633
指定正味財産期首残高		511,694
指定正味財産期末残高		512,327
当期正味財産増減額		1,908
正味財産期首残高		525,187
III 正味財産期末残高		527,095

5 予定貸借対照表

令和9年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金預金	18,553	未払金	161,590
未収金	296,221	預り金	99,627
棚卸資産	2,261	前受金	2,992
前払金	2,216	賞与引当金	27,288
立替金	16,100	流動負債合計	291,497
流動資産合計	335,351	2 固定負債	
2 固定資産		長期借入金	740,000
(1) 基本財産		退職給付引当金	106,877
基本財産普通預金	11,399	固定負債合計	846,877
基本財産有価証券	398,601	負債合計	1,138,374
基本財産合計	410,000	III 正味財産の部	
(2) 特定資産		1 指定正味財産	
退職給付引当資産	106,877	寄付金	512,327
基金等特定資産	192,193	指定正味財産合計	512,327
川重シルバー活動基金	102,327	(うち基本財産への充当額)	(410,000)
特定資産合計	401,397	(うち特定資産への充当額)	(102,327)
(3) その他の固定資産		2 一般正味財産	
土地	317,265	一般正味財産	14,768
建物	129,060	一般正味財産合計	14,768
建物付属設備	12,940	(うち基本財産への充当額)	(0)
構築物	28,411	(うち特定資産への充当額)	(192,193)
什器備品	17,560	正味財産合計	527,095
機械及び装置	9,586		
ソフトウェア	20		
電話加入権	1,635		
投資有価証券	2,244		
その他の固定資産合計	518,721		
固定資産合計	1,330,118		
資 産 合 計	1,665,469	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	1,665,469

6 事業別予定収入明細書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

会 計 名	収入合計	内 訳				
		事 業 収 入	受託料収入	補助金収入	雑 収 入	その他収入
公 益 目 的 事 業 会 計	952,333	8,014	861,952	8,539	1,586	72,242
福 祉 啓 発 等 事 業 収 入	7,659	120	-	7,539	-	-
しあわせの村公益 事 業 収 入	530,668	5,561	451,279	-	1,586	72,242
要 介 護 認 定 調 査 事 業 収 入	331,266	-	331,266	-	-	-
運 営 指 導 事 業 収 入	79,407	-	79,407	-	-	-
合唱フェスティバル 事 業 収 入	3,333	2,333	-	1,000	-	-
収 益 事 業 等 会 計	455,800	156,855	297,795	-	1,150	-
しあわせの村収益 事 業 収 入	455,800	156,855	297,795	-	1,150	-
法 人 会 計	50,610	-	-	49,635	975	-
法 人 管 理 収 入	50,610	-	-	49,635	975	-
合 計	1,458,743	164,869	1,159,747	58,174	3,711	72,242

7 事業別予定支出明細書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

会 計 名		支出合計	内 訳		
			人 件 費	物 件 費	そ の 他
公 益 目 的 事 業 会 計		935,098	576,411	358,687	-
	福祉啓発等事業支出	11,951	10,471	1,480	-
	しあわせの村公益事業支出	467,291	195,864	271,427	-
	要介護認定調査事業支出	365,470	295,515	69,955	-
	運営指導事業支出	79,398	66,669	12,729	-
	合唱フェスティバル事業支出	10,988	7,892	3,096	-
収 益 事 業 等 会 計		463,376	105,829	263,225	94,322
	しあわせの村収益事業支出	360,756	105,829	254,927	-
	太山寺事業支出	8,298	-	8,298	-
	サン舞子マンション事業支出	94,150	-	-	94,150
	法人税等支出	172	-	-	172
法 人 会 計		47,018	25,400	21,618	-
	法人管理支出	47,018	25,400	21,618	-
合 計		1,445,492	707,640	643,530	94,322

VI 令和7年度主要事業計画・実績比較表

事業名	計画	実績	備考
しあわせの村入村者数	190 万人	188 万人	
要介護認定調査件数	37,667 件	37,448 件	
介護保険事業者運営指導件数	330 件	331 件	
障害福祉サービス事業所運営指導件数	165 件	165 件	

VII 主要事業の推移（令和5年度～令和7年度）

事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
しあわせの村				
入村者数	189 万人	191 万人	188 万人	
施設利用者数	86 万人	90 万人	88 万人	
宿泊者数	54,222 人	56,541 人	59,840 人	
研修館利用者数	73,551 人	66,397 人	73,248 人	
温泉利用者数	100,400 人	184,820 人	192,231 人	R5:天井補修工事・施設点検のため、10月12日～3月31日まで休業
屋内運動施設利用者数	226,096 人	233,182 人	214,300 人	R7:天井補修工事のため、プールを12月1日～3月15日まで休業
屋外運動施設利用者数	329,153 人	283,561 人	279,485 人	
入村車両数	137 万台	138 万台	138 万台	
しあわせの村まつり来場者数	14,856 人	14,000 人	12,300 人	
こうべ福祉・健康フェア来場者数	9,401 人	10,602 人	中止	
こころのアート展来場者	4,798 人	12,674 人	13,045 人	
福祉体験学習参加者数	1,841 人	658 人	398 人	
神戸市シルバーカレッジ在校生・卒業生 ボランティア活動参加者数	32,914 人	32,457 人	29,028 人	
要介護認定調査件数	37,237 件	37,946 件	37,448 件	
介護保険事業者運営指導件数	301 件	330 件	331 件	
障害福祉サービス事業者運営指導件数			165 件	
保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺 利用者数	176,423 人	183,343 人	153,210 人	R7:賃貸借契約期間終了のR8.3.10までの実績を記載

参 考 資 料

所管施設の概要

しあわせの村 （指定管理施設を掲載）	
所在地	神戸市北区しあわせの村 1 番
敷地面積	約 205 ha
宿泊施設	
宿泊館（総合センター）	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約 8,685 m ² , 7階建
施設内容	客室 49室, 宿泊定員 148 名, 会議室, 大広間
たんぽぽの家（婦人交流施設）	
開設日	平成5年4月22日
規模	延床面積 約 5,800 m ² 4階建
施設内容	客室 22室, 宿泊定員 68 名, 多目的ホール, セミナー室, ワークスペース, 大広間
野外活動センターあおぞら	
開設日	平成5年4月22日
規模	延床面積 約 4,900 m ² 2階建
施設内容	客室 18室, 宿泊定員 228 名, 多目的室, クラフト室
保養センターひよどり（多目的ショートステイ施設）	
開設日	平成元年9月1日
規模	延床面積 約 2,955 m ²
施設内容	客室 23室, 宿泊定員 70 名, 会議室, 大広間
研修館	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約1,730m ²
施設内容	ホール, 大会議室, 小会議室, 研修室, 料理教室
温泉健康センター	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約8,500 m ²
施設内容	温泉, プール, 体育館, トレーニングジム
神戸市シルバーカレッジ	
開設日	平成5年9月21日
規模	延床面積 約 6,000 m ² 2階建
施設内容	教室, 多目的ホール, ラーニングセンター等
定員	1,320 名（1 学年 440 名）
屋外施設	
テニスコート	
開設日	昭和62年11月1日
施設内容	センターコート 1 面, 一般コート15面, 面積 約 3.6 ha
アーチェリー場	
開設日	昭和62年11月1日
規模	27的, 面積 約 0.6 ha
運動広場（陸上競技場）	
開設日	昭和63年9月1日
規模	約 2.4 ha
芝生広場	
開設日	昭和63年9月1日
規模	約 7 ha
日本庭園	
開設日	平成元年4月26日
規模	約 1.4 ha
施設内容	築山, あづまや, 茶室, 池, 水舞台など
ローンボウルス場	
開設日	平成元年4月26日
規模	10レーン, 面積 約 0.5 ha

屋外施設	
テントキャンプ場	
開設日 規模 施設内容	平成5年4月22日 面積 約 0.55 ha 宿泊 20 サイト(120 名) , 日帰り 5 サイト (50 名)
オートキャンプ場	
開設日 規模 施設内容	平成7年7月15日 面積 約 2.5 ha 普通車サイト 32 , キャンピングカーサイト 13
デイキャンプ場	
開設日 規模 施設内容	平成7年7月15日 面積 約 1.0 ha 炉付きテーブル 18 卓, 炊事棟2棟, 野外炉
薬草園・果樹園	
開設日 規模 施設内容	平成元年4月 (平成5年3月31日薬草園開設) 面積 約 0.8 ha 薬草・薬木約 200 種, 果樹
馬事公苑	
開設日 規模	平成5年7月9日 クラブハウス 約 970 m ² 馬場 約 9,600 m ² 敷地面積 約 3.4 ha
トリム園地	
開設日 規模 施設内容	平成7年7月15日 面積 約 2.0 ha 健康遊具, 船, タル, ステップ, イカダ, 迷路など
球技場	
開設日 規模 施設内容	平成12年7月20日 面積 約 2.0 ha サッカー, グラウンドゴルフ, ゲートボール, ソフトボールなど
農 園	
開設日 規模 施設内容	平成元年4月 面積 約 0.3 ha ユニバーサル農園 (平成14年5月21日開設) など
ボウケンノモリ	
開設日 規模 施設内容	令和元年11月30日 面積 約 418 m ² 屋外遊具 ツリートップアドベンチャー, ルーフトップアドベンチャー 屋内プレイルーム モリノアソビバ
保養センター太山寺 (令和8年3月 賃貸借契約終了)	
開設日 所在地 規模 施設内容	昭和55年11月1日 (平成8年12月1日改修,平成22年12月1日改修) 神戸市西区伊川谷町前開270番地の1 鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建 延床面積 1,959.99m ² 敷地面積 3,599.02m ² 客室 16室 (宿泊定員 64 名) 浴室2, 介護浴室1
ラジウム温泉太山寺 (令和8年3月 賃貸借契約終了)	
開設日 所在地 規模 施設内容	昭和62年4月6日(平成6年10月1日増改築,平成22年12月1日改修) 神戸市西区伊川谷町前開273番地の1 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 1,423.34m ² 敷地面積 4,037.56m ² 浴場2, 介護浴室1